小山市役所庁舎動画広告機等及び広告入り周辺地図等案内板の設置事業者に係る一般競争入札の実施

令和８年１月９日

小山市長　浅野　正富

小山市役所庁舎動画広告機等及び広告入り周辺地図等案内板設置者募集要項

１.事業名

小山市役所庁舎動画広告機等及び広告入り周辺地図等案内板設置事業

２.事業内容

本事業は、市役所の庁舎内において、民間企業等を広告主とした有料広告映像及び小山市の行政情報等を掲示する広告入り周辺地図等案内板を設置するものである。

本募集により選定した事業者は、広告主との契約によって報酬を受領し、その一部を広告料、電気料等として小山市へ納入する。

３．募集広告媒体

下記の２件について募集を行う。

（案件１）動画広告機及び広告用パンフレット棚

（案件２）広告入り周辺地図等案内板

４.設置場所

（案件１）※広告用パンフレット棚は１階窓口待合ロビーのみ設置。

設置施設	設置個所	設置施設住所
小山市役所本庁舎	１階窓口待合ロビー	小山市中央町１－１－１
小山市役所本庁舎	３階健診待合ロビー	小山市中央町１－１－１

（案件２）

設置施設	設置個所	設置施設住所
小山市役所本庁舎	１階エントランスホール階段前	小山市中央町１－１－１

５.契約期間

（案件１）令和８年５月１日から令和９年４月３０日までの１年間とする。

（案件２）令和８年５月１日から令和９年４月３０日までの１年間とする。

ただし、５年を超えない範囲で更新することができる。

６.参加資格要件

（１）国税及び地方税に滞納がないこと

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当するものでないこと。

（３）引き続き２年以上その事業を営んでいること。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされているもの（民事再生計画の認可決定を受け、かつ、その決定を受けていないものを除く。）でないこと。

（５）法人の及びその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

７.広告媒体及び掲出広告に関する注意事項

（１）設置条件

各案件の設置条件等の詳細については、希望する広告媒体に応じて「小山市役所庁舎動画広告機等設置事業仕様書」又は「広告入り周辺地図案内板設置事業仕様書」を満たすこと。また設置場所については「庁舎平面図」を参照とすること。

（２）広告掲出の基準

「小山市有料広告取扱要綱」、「小山市広告掲載等に関する運用基準」、「本募集要項」及び「小山市役所庁舎動画広告機等設置事業仕様書」又は「広告入り周辺地図等案内板設置事業仕様書」に適合すること。

（３）設置場所の変更及び広告掲出の中止

設置期間内であっても庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず設置場所の変更や広告掲出の全部または一部を中止することがある。また、設置台数及び設置場所については協議の上、変更することがある。

（４）広告内容の審査

動画広告機器及び広告用パンフレット棚、広告入り周辺地図等案内板で掲載する広告内容については、あらかじめ市内部において審査を行うものとする。よって、広告内容（変更含む）を掲出前に提出すること。

（５）掲出期間中の注意事項

市は、事業の責めに帰する理由に基づき、庁舎の利用に不適当な事態が発生した場合は、掲出広告の全部または一部を中止させることができる。

広告媒体を撤去する場合においては、事業者が動画広告機もしくは広告入り周辺地図等案内板を撤去し、かつ、原状に復さなければならないものとし、市は既

納の広告料等を返還しない。

８.入札参加申請

入札参加を希望する場合は、案件ごとに入札参加申請書（小山市所定の様式）と必要書類を添え、下記の期間に提出すること。

（１）提出期間

令和８年１月２１日（水）～令和８年１月２８日（水）

（２）提出方法

郵送のみとする。（締切日必着とし、郵送の際は配達証明書留郵便とすること。）

※電話、ＦＡＸ、電子メール、持参による受付は行わない。

（３）郵送先

〒３２３-８６８６

栃木県小山市中央町１-１-１

小山市役所　理財部　資産経営課　管理運用係

（４）参加申請における提出書類

①入札参加申請書（様式第１号）

②誓約書（様式第２号）

③設置する媒体の仕様書

９.質問及び回答

（１）提出期間

令和８年１月９日（金）～令和８年１月１６日（金）

（２）提出方法

質問書を電子メールにて資産経営課に提出すること。なお、電子メール以外による質疑は受付けない。

件名は「小山市庁舎有料広告事業者募集に関する質問について」

メールアドレス　d-shisankeiei(at)city.oyama.tochigi.jp

※　(at)は@に置き換えること。

（３）回答方法

全ての質問及び回答をまとめ、事業ごとに令和８年１月２０日（火）に市のホームページへ掲載する。

１０.入札

（１）入札の様式

入札は、事業ごとに必ず所定の様式（様式第５号）を使用すること。

代理人が入札を行う場合には、委任状（様式第６号もしくは様式７号）を必ず提出すること。

（２）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

①入札者が同一の広告媒体に対して２通以上の入札書を提出した場合その全部

の入札
②入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）が確認しがたいもの、押印がないもの、鉛筆等の文字の消除が安易な筆記用具で記載されたもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
③札に際して虚偽又は不正の行為があったとき
④入札に際して職員の指示に従わなかったとき
⑤入札書の金額を訂正した入札
⑥郵送による入札

（３）入札日時
令和８年２月３日（火）
参加受付時間：午前１１時００分から午前１１時１０分
入札開始時間：午前１１時１５分

（４）入札場所
栃木県小山市中央町１-１-１　小山市役所　４階　会議室４０２

（５）入札書に記載する金額
各入札書に記載する金額は、年額（１２ヵ月分）とする。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。
よって入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者もしくは免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること（消費税等抜きの金額を記載すること。）。

（６）最低入札価格
（案件１）
４０１，０００円
（案件２）
８８５，０００円

（７）入札の注意事項
①提出した入札書は理由の如何を問わず、書換え、引換え及び撤回することはできない。
②入札にあたっては、私的独占の禁止及び校正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に接触する行為を行ってはならない。
③入札を公平に執行できないおそれがあるなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることがある。

１１.入札保証金
免除とする。

１２.落札者の決定方法
市が定める最低入札価格以上で最高の価格をもって有効な入札をおこなった入札者を落札候補者に決定する。

１３.契約の締結

（１）契約保証金

落札者は、契約後直ちに契約の相手方をして契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次の各号にいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。

①契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②地方自治法施行令第１６７条の５及び第１６７条の１１に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

③法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

（２）小山市物品購入等入札参加資格者名簿（令和７・８年度）の登録

落札者は、令和８年３月３１日までに上記名簿の登録申請を行うこと。